

# 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」への 制度移行に伴うお客さまの電力受給契約の取扱いについて

## 現在の買取単価・買取期間に変更はありません。

平成24年7月以降、お客さまとのご契約は、現行の「太陽光発電の余剰電力買取制度」から「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」に基づくご契約に移行される<sup>\*1</sup>こととなりますが、現在ご契約いただいている内容に変更がない限り、引き続き現在の買取単価・買取期間が適用されます。<sup>\*2</sup>

(※1,2) 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」および関係法令によります。

(※2) ご契約開始の際に当社から送付しております「太陽光発電に関する電力受給契約のご案内」や、毎月の検針時にお知らせしております「受給電力量のお知らせ」(買取単価のみ記載)にてご確認ください。

## 制度移行においてお客さまの手続きは必要ございません。

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」への移行において、お客さまの手続きは必要ございません。

なお、移行にあたっては、国による太陽光発電設備の確認作業が必要になることから、当社から国へお客さまの買取単価、発電設備情報等を報告することになります。

## 制度移行に伴い電力購入契約要綱を見直しました。

お客さまと締結させていただいております電力受給契約は、現行の「太陽光発電からの余剰電力購入契約要綱」から、「再生可能エネルギー発電からの電力購入契約要綱」に基づくご契約となります。

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の実施に伴い、事業用太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等により発電された電気も買取対象となることから、電力購入契約要綱の名称も「再生可能エネルギー発電からの電力購入契約要綱」に改称いたしました。

### 主な変更点

- 制度移行に伴い、今後はお客さまの発電設備が変更となる場合等は、事前に国の設備認定を受けていただくことが必要になります。<sup>\*</sup>  
(\*) お客さまの発電設備を増減設する場合や名義を変更される場合等において、国への届出が必要となります。  
制度詳細や申請書類のダウンロードについては、資源エネルギー庁ホームページをご覧ください。
- 当社は法令等に基づき、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の運用に必要な限りにおいて、お客さまからの毎月の買取実績等を国や国が指定した費用負担調整機関に報告することになります。

当社とのご契約内容に関するお問合せにつきましては、封筒に印字しております当社営業所までお願いいたします。